

4 リスクアセスメントの手順

ステップ1 実施体制

(1) 経営トップの導入宣言

事業場の社長（工場長）は、事業場に潜在する危険性又は有害性の除去・低減のため、事業場としてリスクアセスメントを導入することを事業場内の全員に向けて宣言します。



(2) 事業場の実施体制の確立

事業場でリスクアセスメントを実施するための推進体制を明確にします。推進体制は、リスクアセスメントの実施を統括管理する事業場の社長（工場長）、実施の管理を行う事業場の安全衛生担当部門の長、実際にリスクアセスメントを実施しリスクの低減措置を実施する各職場の長などから構成します。

リスクアセスメントは定期的にかつ継続的に実施推進していかなければ効果は上がりませんので、その推進体制を明確にして事業場内の全員に周知徹底する必要があります。また、現場をよく知る作業員や機械設備・化学物質等に関する専門知識を有する者が参加することも必要です。

リスクアセスメントについて、その進め方が適切に行われているかを評価するなど一連のリスクアセスメント活動のとりまとめを行うリスクアセスメント責任者には、事業場の安全衛生担当部門の長などの職務実態に精通し、リスクアセスメントの教育訓練を受けた者（またはそれと同等の知識・能力のある者）の中から適任である者を社長（工場長）が選任します。

→ 資料集1, 2, 3 参照

(3) リスクアセスメントの実施手順書の作成

職場でリスクアセスメントが正しく実施できるように、危険性又は有害性の特定からリスクアセスメントの見直しまでの実施手順書（マニュアル）を作成します。現場作業に即した使いやすい実施手順書を作成する必要があります。本章の「[ステップ4](#) 危険性又は有害性の特定」から「[ステップ7](#) 記録」までの手順に即して、実施手順書を作成することを推奨します。実施手順書は平易な文章で作成し、職場で容易に実施できるように配慮するとともに、できれば実施順序を箇条書きにします。

→ [資料集4](#) 参照

(4) リスクアセスメントの試行による見直し

リスクアセスメントの導入に当たり、(3)で作成した実施手順書に基づきできる限りトライアルを実施することをお勧めします。トライアルには、次のような効果があります。

- ① リスクアセスメントの導入前に実施手順の問題点を把握し、改善することができる
- ② トライアルを実施することで、トライアルに係わる作業者の実地訓練の場となる

→ [資料集1, 2](#) 参照

(5) 関係者へのリスクアセスメント教育の実施

リスクアセスメントを実施する際には、リスクアセスメント責任者などはリスクアセスメントを十分に理解し、習熟している必要があります。また、その他の関係者もリスクアセスメントを実施する前に、基本的な知識や意義を正しく理解しておく必要があります。

→ [資料集5](#) 参照

ステップ2 実施時期

これまでリスクアセスメントを実施していなかった事業場は、「まずは、リスクアセスメントをやってみよう!!」ということで、できるところから始めてみましょう。

(1) 随時の実施

リスクアセスメントの実施時期として、法令（労働安全衛生法第 28 条の 2 及び労働安全衛生規則第 24 条の 11）及び指針では、原材料を新規に採用したり変更したりするとき、作業方法又は作業手順を新規に採用したり変更したりするとき等のように、随時、事業場におけるリスクに変化が生じたり、生じるおそれがあるときに実施することが義務づけられています。

具体的には、次のような時期に実施することが示されています。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 建設物を設置する、移転する、変更する、又は解体するとき。 ② 設備を新規に採用する、又は変更するとき。 ③ 原材料を新規に採用する、又は変更するとき。 ④ 作業方法又は作業手順を新規に採用する、又は変更するとき。 ⑤ その他、次に掲げる場合等、事業場におけるリスクに変化が生じ、又は生じるおそれがあるとき。 <ul style="list-style-type: none"> ア 労働災害が発生した場合であって、過去の調査等の内容に問題がある場合 イ 前回の調査等から一定の期間が経過し、機械設備等の経年による劣化、労働者の入れ替わり等に伴う労働者の安全衛生に係る知識経験の変化、新たな安全衛生に係る知見の集積等があった場合 |
|--|

(2) 定期の実施

既に設置されている設備等や採用された作業方法等であって、調査等が実施されていない既存のものに対しては、前述の時期に関わらず定期的に作業標準の見直し等、安全衛生水準の継続的な向上のために、繰り返し実施することも重要です。その際に実施する調査等の対象は、次のようなものから選定すると効果的です。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 過去に労働災害が発生した作業 ② 労働災害を伴わなかった危険な事象（ヒヤリハット事例） ③ 労働者が日常不安を感じている作業 ④ 過去に事故のあった設備等を使用する作業 ⑤ 操作が複雑な機械設備等の操作 ⑥ 労働者の就業に係る危険性又は有害性による負傷又は疾病の発生が合理的に予見可能であるもの |
|--|